

令和 5 年 10 月 27 日

第 27 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招集日時及び場所

日時 令和5年10月27日  
午後1時30分～午後2時55分  
場所 出水市役所本庁 多目的ホール

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	(欠員)	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	(欠員)	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

なし

## その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島、庵

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農地の競売・公売参加適格証明願について
議案第 3号	農用地利用集積計画について
議案第 4号	農地中間管理権の取得について
議案第 5号	農用地利用配分計画について
議案第 6号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について

議長

皆様こんにちは。

ただいまから第27回出水市農業委員会定例会総会を開会いたしたいと思います。

本日は、農業委員全員出席ですので、定足数に達しております。

また、推進委員も全員出席となっております。

議事録署名委員を指名いたします。15番〇〇委員、16番〇〇委員を指名いたします。

日程4

会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

（「異議なし。」と言う者あり。）

会期は本日1日限りといたします。

日程5

諸般の報告

総会後の業務報告等（会長報告、省略）

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

農地形質変更届について（事務局報告、省略）

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ○○○委員、調査の結果報告をお願いいたします。

5番 5番○○○です。

10月24日、○○委員、○推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第10-1項から第10-8項までを御報告いたします。

第10-1項、資料20ページ、地籍図は26ページ左側を御覧ください。

申請地は出水小学校から南東へ約500mのところにあります。許可後はミカンを耕作されるとのことでした。申請人との関係は知人です。現場は低い草が生えていました。稲刈りの跡はなく、田んぼはつくっていない感じでしたので、新たに耕作をすれば、周りのためにもいいのかなと思いました。

第10-2項です。資料は20ページ、地籍図は26ページ右側を御覧ください。

申請地は、出水市火葬場から南西へ約350mのところにあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は知人です。米がつくってあり、刈取り前でした。周囲の田は、きちんとつくってありますので、借りる人は変わっても、稲作を続けてもらったら良いと思いました。

第10-3項です。資料は20ページ、地籍図は27ページ左側を御覧ください。

申請地は出水高校から南へ約350mのところにあります。許可後はジャガイモを耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。この申請地の隣の畑を申請人が耕作しているということでしたが、低い草が生えている状態で、またその申請地自体はもう木も生えているし、セイタカアワダチソウも多くて、何年も手を入れていない状態でした。畑にするには、大変なのかなと思いました。耕作してもらえればいいのかなと思いました。

第10-4項、資料20ページ、地籍図は27ページ右側です。

申請地は、西出水小学校から西へ約750mのところにあります。許可後はカンショを耕作されるということです。申請人との関係は他人です。あと申請地に宅地とあるんですけども、申請地は、申請人がそこの家を買って、その敷地内にある農地になります。現場はセイタカアワダチソウが多くて、何年か手を入れてない感じで荒れてはいるんですけども、面積が6畝弱なので、家庭菜園はできるのかなという感じでした。

第10-5項、資料は20から21ページ、地籍図は、28ページ左側です。

申請地は下水流小学校から南西へ約450mのところにあります。許可後は、水稻、キャベツを耕作されるということです。申請人との関係は他人です。○○○○番〇と○○○○番〇は、ちょっと草が低く生えていましたが、耕作はできるような感じでした。

○○○○番のほうはすごくきれいに整理され、すぐにでも植付けができるような感じでした。

第10-6項、地籍図は28ページ右側を御覧ください。資料は21ページです。

申請地は鶴荘学園から南へ約600mのところにあります。許可後はジャガイモを耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。ここもすごくきれいにしてあって、すぐ

に植付けできそうな状態でした。

第10-7項、資料21ページ、地籍図は、29ページ左側です。

申請地は石坂分署から南東へ約700mのところにあります。許可後は、植木を耕作されるとのことです。申請人との関係は知人です。現地を見たところ木は植えてありまして、すごくきれいに管理してありました。

第10-8項、地籍図は、29ページ右側です。

申請地は高尾野中学校から南へ約700mのところにあります。許可後はカンショを耕作されるとのことでした。申請人との関係は甥です。現在はきれいにブロッコリーがつくってありました。

以上、所有権移転第10-1項から第10-8項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。

議長 続きます、〇〇委員お願いします。

17番 17番〇〇です。調査日時は先ほど〇〇〇委員から報告ありましたので省略いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第10-9項から10-16項及び使用貸借権の設定第10-201項から第10-202項までを報告いたします。

第10-9項、地籍図は30ページ左側から31ページ左側を御覧ください。

申請地は、野田の天神交差点から、南東へ1km、及び700mぐらいのところがあり、許可後は水稻、カンショを耕作されるということでした。申請人との関係は知人です。一部は畑にするというところが、大きな雑木等が生えておりましたけれども、手間がちょっとかかるんじゃないかなというふうには思いましたが、きれいにして耕作をしていただければいいんじゃないかなと思います。

第10-10項、地籍図は31ページ右から32ページ左を御覧ください。

申請地は、餅井交差点から北西のほうへ1.1km及び1kmぐらい行ったところがあり、許可後は水稻を作付けされるとのことです。申請人との関係は従弟ということでした。問題なく、水稻がつくれるんじゃないかなというふうに見たところでした。別に問題はないと思われま。

第10-11項、地籍図は32ページ、右側を御覧ください。

申請地はツル観察センターから北へ500mぐらいのところがあり、許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は知人です。現在は水稻をつくって、きれいに管理されておりました。

第10-12項、地籍図は33ページを御覧ください。

申請地は米ノ津小学校から西へ約350m及び500mのところがあり、許可後は水稻を耕作されるとのことです。申請人との関係は、姪に当たるということで、現在も水稻を耕作され、きれいに管理されておりました。

第10-13項から第10-16項については親子間の贈与により、現地調査は行わず、事務局のほうで先ほど説明があったとおりでございます。

次に、使用貸借権の設定、第10-201項です。

地籍図は42ページ左を御覧ください。

申請地は、ウッドタウンから南西へ400mぐらいのところがあり、許可後は、イチジク

を耕作されるということでした。すぐに作付けできるというふうなふうに思われます。

次に、第10-202項、使用貸借権の設定です。

地籍図は42ページ右側を御覧ください。

申請地はウッドタウンから南西へ約400mのところであり、許可後はイチゴを耕作されるということでした。

申請人との関係は、両方とも孫ということで、この差し替えの地籍図のほうですね、別に問題なく、上と下と半分ずつ分かれてイチゴとイチジクということでしたが、現在そばをつくっておられ、そばを刈り取った後に作付けをされるんじゃないかと思われます。

以上、所有権移転、第10-9項から第10-16項及び使用貸借権の設定第10-201項から第10-202項については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断をいたしました。

議長

事務局並びに調査員の報告が終わりました。

御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地の競売・公売参加適格証明願についてを議題といたします。  
事務局 (資料に基づき説明)

議長 ○○委員報告をお願いします。

17番 17番○○です。

議案第2号、農地の競売・公売参加適格証明願についてです。

調査員等については、3条の申請と同調査員でございますので省略いたします。

農地の競売・公売参加適格証明願について、第10-1項、地籍図は44ページ及び45ページを御覧ください。

申請地は、赤鷄農協から北に750m、北西に900m及び500mぐらい行ったところにあります。許可後は水稲、野菜を耕作されるとのことでした。44ページにありますが、ここにはそば、ジャガイモ等を耕作するというようなことでございました。農地としてはすぐ使えるような状態でございました。別に問題はないと思いました。

以上、農地の競売・公売参加適格証明願については、農地法第3条の規定により、適格であることを承認すると判断いたしました。以上です。

議長 報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

調査員の報告では適格であると報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第2号、農地の競売・公売参加適格証明願については、適格であると承認することに決定いたします。

なお申請人が公売参加し落札され、農地法第3条の許可申請がなされた場合は、会長の専決処分として3条許可書を発行してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それではそのように決定します。

議長 続きまして議案第3号農用地利用集積計画についてと議案第4号農地中間管理権の取得について、議案第5号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

議長 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇〇委員、審議結果の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
〇〇委員。

4番 4番〇〇です。54ページの所有権移転の件で一つ事務局にお聞きしたいんですが、第10-302項、この受人と渡人の関係を教えてください。

事務局 他人になります。現在、この平和町の〇〇〇番〇、〇〇〇番は、賃貸借権の設定をされています。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。  
はい、〇〇委員。

17番 17番〇〇です。〇〇委員のほうから話が出ましたけれども、54ページの第10-302項ですね。この金額について、事務局ともケタが一桁違っているんじゃないのかというような話もしたんですが、周りの地域の方々にですね、悪影響はないのかなあと思います。売る側と買う側と、本人たちはいいにしても周りがどうなのかなと感じましたもんだから、そこらあたりの話は出なかったのか。以上でございます。

議長 私も打合せのときに見て、目を疑ったんですけども、そこらあたりについては、事務局のほうも調査をしていらっしゃいますので報告をしてください。

事務局 ただいまの54ページ、第10-302項についてですが、金額については、実際計算してみますと宅地並みの金額となっております。過去にもですね、3条申請等によっても、宅地並みで買われたところがありましたが、今回は面積が5,978㎡ということで面積的にも広がっております。その関係でどうしても金額的に大きくなっておりますが、話を聞きますと、先ほども申し上げましたとおり現在賃貸借で借りていらっしゃいます、〇〇さんのほうはですね。

植木ということで、緑化樹を幾らかそこに植えて、またそこを仮置場にされていらっしゃるということですので、どうしても購入をするということでの申請と、あと所有者とも話がついてこの金額になっているということです。

場所につきましては、平和町の山床製茶さんの道路向かえのところになります。現在も植木の仮置き、あと若干の植木の植栽で使用されておりまして、今後もそういう形で使用するということでの確認はとっております。

議長 ほかにございませんか。  
(「なし」の声)

議長 ないようでございます。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第3号農用地利用集積計画について、議案第4号中間管理権の取得につ



いて、議案第5号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 次に議案第6号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

第1項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について除外第1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番〇〇です。

10月25日、〇〇委員と〇〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

申請地は、高尾野町下高尾野、石坂分署より北へ350mほどに位置し、耕作中の畑です。周りは民家が結構建っている場所になっていました。

申請面積は、新たに一般住宅1棟を建設する面積として330㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、隣接地境界にはブロックを積むそうです。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ごいませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第6号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きます、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請第10-1項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

8番 8番○○です。10月25日、○○委員と○○推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

申請地は、上知識町、キセキ九州出水営業所より南へ60mほどに位置し、現在不耕作の田です。

申請面積は、新たに一般住宅1棟を建築する面積として405㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用し、隣接地境界には、ブロック2段を積むようであります。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続いて、第10-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第10-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番○○です。10月25日、○○委員と○○推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は、118ページの右側を御覧ください。

申請地は、知識町、鹿島保育園より北へ140mに位置し、現在不耕作の畑でございます。

申請面積は、新たに一般住宅1棟を建築する面積として532㎡であり、妥当と思われる。造成については30cmほど盛土して隣接境界にはブロック2段を積むそうです。生活雑排水については、下水道のほうに流されるそうです。雨水は道路側溝へ流すということでございました。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続いて、第10-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第10-3項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番○○です。調査日等については省略いたします。

第10-3項については、115ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第1項で説明しましたので、省略いたします。

許可相当と判断しました。

議長 続きます、第10-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第10-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

○○委員、調査の報告をお願いします

10番 10番○○です。10月25日午後より○○委員と○○推進委員と事務局職員で調査した

結果を報告いたします。

資料は117ページ、地籍図は119ページです。

申請地は、下鯖町、山門ぶどう園より南西へ140mほどに位置し、現在は不耕作の田です。北のほうに西回り自動車道があり、その裏に接している三角地です。

申請面積は、新たに一般住宅1棟を建築する面積として、537㎡であり、妥当であると思われます。造成については、60cm程度盛土して、隣接地に土砂が流出しないように、ブロックを施工して、土留め工事を行うそうです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については水路に流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第8号、非農地判断についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号、非農地判断について、第10-1項について説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

8番 8番〇〇です。

申請地は高尾野町江内、江内小学校より北へ、1, 200m程度に位置し、不耕作の畑です。申請地は既に山林化しており、農地への復元は困難な状態でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしますので承認と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第10-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第10-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。  
〇〇委員、調査の報告をお願いします。

10番 10番〇〇です。

資料120ページ、地籍図は122ページ右側です。

申請地は、美原町、安原公民館から北東へ400mほどに位置し、現在は不耕作の田です。市道拡幅に伴い田んぼを埋め立てて、平成15年に住宅と農業用倉庫を建築されていたそうです。農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第10-3項から第10-7項までを一括して説明をお願いいたします。

事務局 (第10-3項から第10-7項について一括して総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

6番 6番〇〇です。調査日等は先ほど報告しましたので省略いたします。資料は120ページから121ページです。

地籍図は、123ページから125ページまでです。第10-3項から第10-7項までを一括して報告いたします。

申請地は、六月田町、〇〇〇〇〇〇〇の店舗敷地と駐車場になっているところがございます。現地は既に〇〇〇〇の店舗と駐車場として利用されておりまして、申請どおりの年月は経過していると思われまます。農地への復元は困難な状態です。

その時点で許可は下りたということだったんですが、地目の変更手続をされていなかったということで、再度、非農地の判断ということで、申請がなされたようです。農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第8号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長

その他、皆さん方から何かございませんか。

ないようです。以上をもちまして、第27回出水市農業委員会定例総会を終了いたします。  
お疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印